

# ビタミンM No.117

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2021年12月号)

## <今月のトピックス>

- ・傷病手当金の支給期間通算化の計算方法を提示
- ・そろそろご準備を！～ 2022年10月から段階的に社会保険適用拡大～

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 傷病手当金の支給期間通算化の計算方法を提示

健康保険法等の一部改正により**2022年1月1日に施行**される「傷病手当金の支給期間の通算化」について、厚生労働省から全国健康保険協会等へ向けて、具体的な計算方法が示されました。

### 傷病手当金制度と改正内容

概要	被保険者が業務外の事由による療養のため業務に服することができないときは、その業務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から業務に服することができない期間、傷病手当金として支給	
支給期間	支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えない期間	
	現行	その間、一時的に就労した場合、その就労した期間は <b>1年6ヶ月の計算に含む</b>
	改正後	その支給を始めた日から <b>通算して1年6ヶ月間</b> （就労した期間は計算に含まない）

### 支給期間の計算方法

■初回の申請から3日間の待期間を経て「支給を始める4日目より、暦に従って1年6ヶ月間の計算」を行い傷病手当金の支給期間を確定する。

■上記で確定した支給期間中に就労して、傷病手当金が支給されない期間（以下「無支給期間」という。）がある場合には、当該無支給期間の日数分について支給期間は減少しない。

## そろそろご準備を！～ 2022年10月から段階的に社会保険適用拡大～



来年から従業員数が少なくてもパート職員を社会保険に加入させないといけないと聞きました。当社も対象になるのでしょうか。

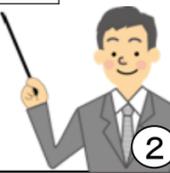


①

対象となる企業は以下の通りで、適用日以降は、その対象企業で働くパート・アルバイトで加入要件を満たす方が新たに社会保険の適用になります。

適用日	従業員数(※)
現在	501人以上
<b>2022年10月～</b>	<b>101人以上</b>
2024年10月～	51人以上

(※)「現在の厚生年金保険の適用対象者数」であって、適用後の新たな加入対象者は含まない



②

適用日以降の加入対象者の要件を教えてください。



③

新たな加入対象者は以下の条件を全て満たす、パート・アルバイトの方です。

#### 【適用条件】

- ☑ 週の所定労働時間が20時間以上(\*1)
- ☑ 月額賃金が8.8万円以上(\*2)
- ☑ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ☑ 学生ではない

(\*1) 契約上の所定労働時間のこと

(臨時に生じた残業時間は含まない)

(\*2) 残業代・賞与・臨時的賃金等は含まない

(最低賃金に算入しない賃金含まず)

例：精皆勤手当、通勤手当、家族手当等



④

当社も来年から対象になりますね。今から何か準備しておくことはありますか。



⑤

そうですね。従業員数101人～500人の企業には、2022年8月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書が届く予定ですが、加入拡大に向けて、対象となる事業所は今から準備が必要です。

まず、加入対象者を把握し、事業所内で周知しましょう。その後、対象職員へ必要に応じて説明会や面談を実施します。面談をする際は、どのような働き方をしたいのかを確認したうえで、今後の労働時間について話し合うようにしましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.11.19

NK-GROUP  
イラスト協力: WANPUG